

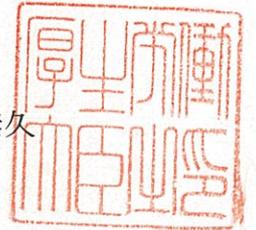
厚生労働省発能0328第1号

平成29年3月28日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練基準の見直し

普通課程の普通職業訓練のうち、建築施工系及び設備管理・運転系の訓練科について、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向等を踏まえ、教科の科目の見直しを行うものとする。 (別表第二関係)

第二 技能検定に関する見直し

一 技能検定に係る検定職種のうち、木型製作について、社会情勢の変化及び近年の産業技術の動向等を踏まえ、廃止すること。(別表第十一の二、別表第十一の三の三、別表第十一の四、別表第十一の四の二、別表第十二及び別表第十三関係)

二 一の見直しに伴う技能士コースの普通職業訓練の基準を廃止すること。(別表第五関係)

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等 (附則関係)

一 施行期日

この省令は、平成二十九年四月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。